

## 4. 河川整備の目標に関する事項

### 4.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

日野川、法勝寺の堤防は未完成区間が多く、河積が確保されていないことから、計画高水流量を安全に流下させることはできません。ひとたび堤防が決壊し氾濫すれば、鳥取県西部の行政、経済の中心的役割を果たし人口・資産が集積する米子市の被害は甚大なものになると予想されます。

このため、本計画の3つの柱の一つである「安全・安心な暮らしを確保する」ために、河川整備基本方針\*に定めた目標に向けて段階的かつ着実に河川の整備を実施し、洪水・内水による災害の発生防止又は軽減を図ることとします。

また、地震・津波対策等に対する検討を行い、計画的・段階的な対策を実施していくこととします。

#### (1)洪水対策

洪水対策については、過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、日野川水系河川整備基本方針\*\*に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、日野川においては戦後最大の被害が発生した昭和20年9月洪水と同規模の降雨で発生する洪水に対して、洪水氾濫による家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。法勝寺川においては、戦後最大洪水である昭和34年9月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図ることが可能となります。

#### \* 河川整備基本方針：

河川整備基本方針は、平成9年の河川法改正に伴い、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズの増大等の動きに的確に応えるため、これまでの河川整備の計画であった工事実施基本計画で定めている内容を河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分する計画制度として創設されたものである。その計画は長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針及び河川整備の考え方を示したものとなっており、日野川水系の河川整備基本方針は、平成21年3月6日に策定している。

#### \*\* 日野川水系河川整備基本方針：

日野川水系河川整備基本方針における基本高水は、昭和47年7月洪水、平成10年10月洪水、平成16年10月洪水、平成18年7月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点車尾において5,100m<sup>3</sup>/secとし、このうち流域内の洪水調節施設により500m<sup>3</sup>/secを調節して、河道への配分流量を4,600m<sup>3</sup>/secとする。

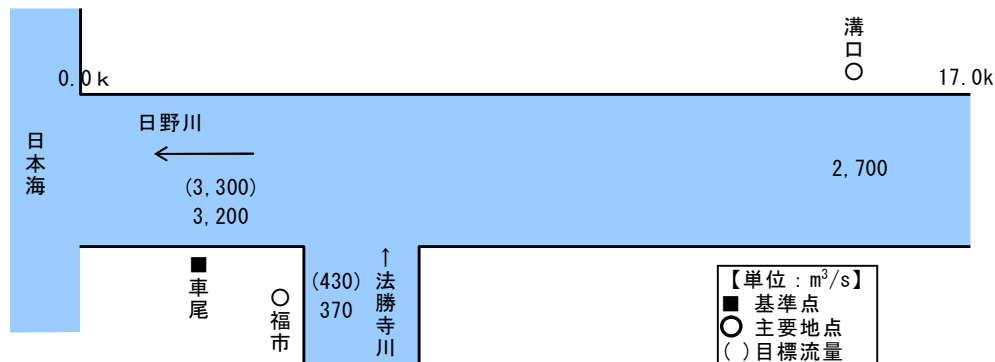
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m <sup>3</sup> /sec)	洪水調節施設 による調節流量 (m <sup>3</sup> /sec)	河道への 配分流量 (m <sup>3</sup> /sec)
日野川	車尾	5,100	500	4,600

1

表 4.4.1 本計画の目標流量

河川	地点	目標流量 (m <sup>3</sup> /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道の目標流量 (m <sup>3</sup> /s)
日野川	車尾	3,300	100	3,200
	溝口	2,700	0	2,700
法勝寺川	福市	430	60	370



2

3

図 4.4.1 河道の整備目標

4

**(2)内水対策**

家屋の床上浸水の発生等、内水氾濫による浸水被害が著しい箇所においては、関係自治体等と調整の上、適切な役割分担のもとで、必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

9

**(3)地震・津波対策**

地震対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じた耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

津波対策については、海岸管理者である鳥取県が、設計津波水位の設定に向けた検討を実施していることから、この結果を踏まえて日野川における計画津波の水位を設定することとします。

17

**(4)減災・危機管理対策**

計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、施設の運用、構造、整備手順等の工夫、さらには的確な避難、円滑な応急活動など、ハードとソフトの組み合わせにより、できる限り被害の軽減を図られるよう努めます。

23

#### 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

日野川水系では、過去、たびたびの渇水が発生し、取水制限が実施されています。

このような状況の中、水道用水、工業用水や農地への水の安定供給を行い、地域住民が安全で安心して生活できるよう本計画の3つの柱の一つである「ふるさとの川の恵みと豊かな暮らしを潤す」ために、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図っていく必要があります。

このため、河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、日野川水系河川整備基本方針に定めた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めることとし、その目標流量は車尾地点において通年で概ね6m<sup>3</sup>/sとします。

表 4.4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の目標流量

河川	地点	目標流量
日野川	車尾	概ね 6m <sup>3</sup> /s

また、渇水が発生した場合においても、関係機関や水利使用者による情報共有や相互調整の体制を構築し、渇水被害の最小化が図られるよう努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利量が含まれているため、水利使用の変更等に伴って目標流量が増減します。

#### 4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

本計画の3つの柱の一つである「豊かな自然と歴史を継承し、人と川とのふれあい・学びの場をはぐくむ」ために、日野川の流れが生み出す豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する日野川の豊かな自然環境の保全を図る必要があります。

このため、地域住民の憩いの場としての河川空間の形成、並びに大山等沿川の自然景観と調和した河川景観や、日野川が有する豊かな生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努め、地域住民の方々や関係機関と連携しつつ、川を活かした地域づくりに資する川づくりを推進していく必要があります。

河川環境の整備と保全に関しては、日野川水系河川整備基本方針に沿って、治水、利水、沿川の自然環境及び社会環境との調和を図りながら、河川環境の保全及び創出を図ることを目標とします。

1       **(1)動植物の生息・生育・繁殖環境**

2       日野川は、コアジサシが営巣する河口砂州、水鳥の越冬地となっている水面、  
3       アユ、サクラマス（ヤマメ）等の回遊魚の良好な生息・産卵場である瀬・淵、  
4       ミナミメダカやミナミアカヒレタビラ等が生息する止水域や緩やかな細流、イ  
5       カルチドリ等の繁殖地となっている河原など、良好な環境が維持されている箇  
6       所が多く、多様な動植物の生活史を支える環境を確保できるよう治水面との調  
7       整を図りつつ良好な生息・生育・繁殖環境の保全及び創出に努めます。

8       また、外来種については、関係機関と連携して移入の回避を図るとともに、  
9       拡散の防止に努めます。

10  
11       **(2)河川景観**

12       河口砂州や水面、連続する瀬・淵、砂礫河原等の日野川らしい自然景観の保  
13       全に努めるとともに、大山等の景勝地や周辺の緑、沿川の土地利用等と調和し  
14       た良好な水辺景観の維持及び形成に努めます。

15  
16       **(3)水質**

17       水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環  
18       境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連  
19       携を図りながら、現状の良好な水質の維持を図ります。

20  
21       **(4)人と河川の豊かなふれあいの場の確保**

22       多くの地域住民に利用され、憩の場となっている日野川の河川空間利用の状  
23       況を踏まえ、自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション活動  
24       等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や地域住民と連携して  
25       推進することにより、人と河川との関係の再構築に努めます。

26       また、地域住民の日常の暮らしや歴史・文化・風土を形成してきた日野川の  
27       恵みを活かしつつ、自然との交流を育み、水と緑のオープン空間として快適で  
28       安全に利用できる河川空間の維持及び形成に努めます。